

公募型プロポーザル方式の公告について

水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザル方式を、下記のとおり実施します。

小樽市公営企業管理者  
水道局長 笹山 貴史

記

- 1 業務委託名 水道料金等徴収業務委託
- 2 業務委託区域 小樽市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年条例第36号）第3条第1項に規定する給水区域及び処理区域並びに小樽市簡易水道事業設置条例（平成元年小樽市条例第54号）第3条第1号に規定する給水区域
- 3 業務委託範囲
  - ① 窓口・受付業務
  - ② 検針業務（小樽市簡易水道事業設置条例第3条第1号に規定する給水区域を除く。）
  - ③ 異常水量再調査業務
  - ④ 調定・更正業務
  - ⑤ 収納業務
  - ⑥ 未納整理業務
  - ⑦ 給水停止業務
  - ⑧ 各種資料作成業務
  - ⑨ 事務引継ぎ
  - ⑩ その他前記各号に附帯する業務
- 4 業務委託期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 5 参加資格要件  
プロポーザルに参加できる者は、小樽市内に本社を有する者を1社以上含む2社又は3社で構成する共同企業体とし、共同企業体の構成員の全てが次の第1号から第8号までに掲げる条件を、共同企業体の構成員のいずれかが第9号に掲げる条件を満たさなければならない。
  - (1) 令和3・4年度小樽市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - (2) 小樽市水道料金等徴収業務委託に係る共同企業体取扱要綱（令和4年12月14日施行）の規定に適合していること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 本プロポーザル公告日から受託事業者の選定までの間に、小樽市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成8年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 消費税及び地方消費税並びに法人及び代表者の市区町村民税に滞納がない者であること。
- (8) 個人情報の漏えい、滅失、き損、又は改ざん防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (9) 水道料金等徴収業務を過去に3年以上の受託実績を有し、かつ、当該業務において3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。

## 6 参加申込みの受付期限

令和5年1月16日（月） 午後4時

## 7 その他

参加を希望する事業者は、小樽市ホームページにある下記要綱等に従ってください。

- ① 小樽市水道料金等徴収業務委託に係る共同企業体取扱要綱
- ② 水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式募集要領
- ③ 水道料金等徴収業務委託水準書
- ④ 水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式による受託事業者選定基準
- ⑤ 水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式実施に係る様式集

小樽市ホームページ

[https://www.city.otaru.lg.jp/categories/bunya/nyusatu\\_keiyaku/nyusatu\\_koujiigai/bosyu/](https://www.city.otaru.lg.jp/categories/bunya/nyusatu_keiyaku/nyusatu_koujiigai/bosyu/)